

中学生の税についての

作文コンテスト

小原愛子さん、小城緋麗さん、清水彩花さんが入選しました

全国納税貯蓄組合連合会が主催する平成15年度中学生の「税についての作文」に、市内各中学校から23編の応募がありました。審査の結果3人の方が入選し、昨年12月に表彰を受けました。入選作品は次のとおりです(順不同)。

西東京市長賞、東京納税貯蓄組合連合会会長賞：小原愛子さん(田無第二中・3年「税について」)

東京都立川都税事務所長賞：小城緋麗さん(田無第二中・3年「ミックスジュース」は苦いけど...)

西東京市租税教育推進協議会会長賞：清水彩花さん(田無第二中・3年「税のあり方」)

税について

田無第二中学校3年

小原 愛子

「ねえ、今度から消費税が5%になっちゃうんだって。すごいじゃない？」

約6年前に日本の消費税が3%から5%に上がる事になった時、私はよく友達と文句を言っていました。当時小学校3年生だった私は、100円の物を買う時に5円も余分に払わなくては行けないなんてお金が無駄だ。とずっと思っていました。

しかし、中学3年生になった今、改めて税について考えてみると、昔の自分は何もわかっていなかったことに気がきました。

消費税、というものは税金の種類の一つです。税金を納めることは「納税の義務」として国民の三大義務に定められています。こうして集められた税金の使い道はさまざまですが、私達の身近な所から言うと、ゴミの収集活動や街の道路、そして学校の校舎、教科書などに税金が使われています。また、祖父母たち高齢者の生活も、税金から年金が払われることにより安定しているのです。

つまり、私達の父や母、そして私達が消費税として少しでも払っている税金によって、この社会が国民一人一人にとってより生活しやすい環境になっていくのだらうと私は考えます。そう考えると、私の昔の考えの、100円の物を買う時に払う5円は無駄。というのはおかしいのです。この5円が、私達の暮らしに豊かさを与えているのだと私は思いました。

もう一つ私は考えた事があります。それは税を納めることとは自分がお世話になった人達、社会への恩返しなのではないかな、という事です。なぜなら、日本は大きく発展してきた国です。そこにはきっと、私達の祖父母やその父母たち、そのまたもつと昔の人達の努力があったはずなんです。その努力があったからこそ今の社会があり、そして私達がこうしているのではないのでしょうか。昔、そうやって努力してきた人達へ、

今の若い大人が恩返しをしていく。そして今一生懸命に働いた人へは、のちに私達が恩返しをしていくべきだと思います。税金を払い、年金で高齢者の生活を安定させることではないか、と私は考えたのです。

しかし、今「脱税」をしている人がいると聞きます。脱税というのは不正行為です。「自分一人くらい払わなくても...」という考えなのかもしれませんが、その考えは許してはいけません。最悪な考えだと思います。

今の若い大人は、高齢者のため、そして素晴らしい社会

を築くために税を納め、義務を果たしていくべきです。そして一生懸命働いて次世代となる私達へそれらを受け継がせていってほしいと思います。それを繰り返すことにより、素晴らしい社会を築いていけるのだと思います。なので、私は将来、立派な納税者になろうと思います。



小原愛子さん

Q 留守番をしていた高齢の親が、排水管の点検に来たところを訪れた訪問販売業者に勧められ排水管清掃の契約をした。さらに床下の補強工事や調湿剤の話になり、「家人に相談したい」と断っていたが、「早い方がいいから」と強引に工事をされた。高額でもあり契約を解除したい。

A 昨年は、このように販売目的を隠して、「点検に来た」とあるいは「アンケートに協力してほしい」と電話できつかけを作り、お礼に景品を持参して、高額商品を販売する手口が数多く見られました。いずれも高齢者が言葉巧みな勧誘に相手を安易に信用したり、あるいは不安にかられるなどして、契約におよぶケースが多いようです。訪問販売による契約の場合、契約日から8日以内であれば、商品の購入はもとより、たとえ工事などが行われた後でもクーリング・オフによる無条件解約ができます。訪問販売業者にはクーリング・オフについて記載した書面の交付義務があり、書面を渡されていない場合は8日間を過ぎていてもクーリング・オフが可能です。

消費生活相談Q&A 点検商法、アンケート商法にご注意を!

最近、数百万円もの高額契約も珍しくありません。目的のわからないアンケートに答えたり、突然訪問してきた他人を家に入れたりしないように注意しましょう。また本意な契約をしてしまった場合は一人で悩まず、できるだけ早く消費生活相談室にご相談ください。田無庁舎2階消費生活相談室(田無内線1431)、消費者センター消費生活相談室(25・4040)

無料市民相談

Table with 4 columns: 内容, 日時, 場所, 問合せ. Lists various consultation services like general citizen, legal, tax, and housing.

Table with 4 columns: 内容, 日時, 場所, 問合せ. Lists various consultation services like consumption life, elderly employment, animal, and education.

▶予約方法 予約制の相談... 2月16日(月)から電話、または来庁にて受け付けます。相談を希望する庁舎の市民相談室に申し込んでください。事前予約の必要のない相談は、相談開始時間から相談会場で受け付けます。

電話医療相談(西東京市医師会) 2月17日皮膚科・24日内科 午後1時30分~2時30分 (338-1100) 電話歯科相談(田無歯科医師会) 2月27日 午後0時30分~1時30分 (66-2033)